2026 年 3 月 13 日
日本トーカンパッケージ株式会社

# 公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（以下「改正法」）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下「改正前の下請法」）に基づく勧告（以下「本勧告」）を受けました。

お取引様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

## 1. 本勧告の概要

当社では、改正前の下請法上の下請事業者であるお取引先様（以下「お取引先様」）に製造委託する場合、当社又は当社の顧客が所有する印版及び木型（以下「印版等」）を貸与しております。

本勧告は、当社が、当該印版等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにも関わらず、お取引先様に、無償で、当該印版等を保管していただいていたことが、改正前の下請法第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されたものです。本勧告において改正前の下請法違反となった行為の対象期間は２０２４年４月１日以降であり、対象お取引先数は１３２社、対象印版等の個数は 7，８４６個となります。当社は、全対象お取引先様と協議を開始しており、一部のお取引先様には保管料相当額の支払いを行っております。また、不要となっている印版等については、回収または廃棄の対応を進めております。

## 2. 本勧告への当社の対応

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が発生することのないよう、本勧告に基づく取締役会決議により、お取引先様の利益を不当に害さないことを確認するとともに、社内体制の強化やコンプライアンス意識の向上を目的とした社内研修の強化など、必要な取組を速やかに実施します。

本件及びこれらの取組について全役員、従業員に周知徹底し、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めて参ります。

以　上